

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のおしきについて

「医療保険キュア・ネクスト」の正式名称は「無配当 無解約払戻金型医療保険(2022)」です。病気やケガによる入院や手術を一生保障します。1入院の支払限度日数は60日です。

■かんたんプランの契約例

入院給付金日額10,000円、先進医療特約(2018)、終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)[給付倍率100倍]100万円付加の場合

主契約	無配当 無解約払戻金型医療保険(2022)		一生涯保障
	■疾病入院給付金	1日につき 10,000円	
	■災害入院給付金	1日につき 10,000円	
特約	先進医療特約(2018)		一生涯保障
	■手術給付金	1回につき 20万円 (入院中の場合) 1回につき 5万円 (外来の場合)	
	■先進医療一時金	先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額	
終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)			
■死亡保険金		一括して100万円	

責任開始日 → 保険期間/保険料払込期間: 終身/終身払*

責任開始日

* 一定年齢で払込みが終了する「短期払」も選択できます。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数/月払・半年払・年払、払込経路/口座振替・クレジットカード払)については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	給付金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■疾病入院給付金 病気で入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院: 60日 通算: 1,000日
	■災害入院給付金 不慮の事故で180日以内に入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院: 60日 通算: 1,000日

	給付金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■手術給付金 病気または不慮の事故で約款所定の以下の手術を受けたとき ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ・先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき(責任開始日の1年後より保障開始)	<入院中の場合> 主契約の入院給付金日額の20倍 <外来の場合> 主契約の入院給付金日額の5倍	支払回数無制限

この商品に付加できる主な特約

	給付金・一時金・保険金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
先進医療特約(2018)	■先進医療給付金 病気または不慮の事故で約款所定の先進医療による療養を受けたとき ■先進医療一時金 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額	通算 2,000万円 1回の療養につき50万円限度
終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)	■死亡保険金 死亡したとき	主契約の入院給付金日額 × 給付倍率	—

◎保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等の支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限ります。
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品(主契約)に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡したときに解約払戻金がある場合は契約者にお支払いします。

《入院給付金について》

- 1日の入院に対して「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。
- 2回以上の入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は、1回の入院とみなします(併発している原因を含みます)。
ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の

翌日（災害入院の場合は事故の日）からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

《手術給付金について》

●以下の手術等は支払いの対象にはなりません。

傷の処理（創傷処理、デブリードマン）／切開術（皮膚、鼓膜）／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯／異物除去（外耳、鼻腔内）／鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）／魚の目、タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術）

●同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

●手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

●放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金の支払いは60日に1回を限度とします。

《先進医療特約(2018)について》

●先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。

●医療行為、医療機関および適応症等は、**随時見直しが行われます。**そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、先進医療に該当しない場合、**先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。**

※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

●先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

●先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／給付金の支払い）、（特約）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●解約払戻金について

この商品は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

【主契約】

・終身払の場合：解約払戻金はありません。

・終身払以外の場合

①保険料払込期間中：解約払戻金はありません。

②保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての

保険料の払込終了後：主契約の入院給付金日額の10倍をお支払いします。

【先進医療特約(2018)、終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)】

解約払戻金はありません。

主契約を解約した場合、特約も同時に解約となります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。